

平成30年度 公共事業再評価対象事業地区 事業費負担割合一覧表

NO	所管課 又は市町村	事業名	地区名 (又は箇所名、 工区名等)	関係 市町村	費用負担割合			掲載ページ	
					国費 %	県費 %	市町村費 %		
1	森林整備課	県営林道開設事業	三子山線	津和野町	62.5	27.5	10	鳥取県営林道事業実施要綱 に基づき市町村からの要望、 国費補助、市町村負担金の残	2~11
2	道路建設課	国道432号 社会資本整備総合交 付金事業	東岩坂バイパス 工区	松江市	45	55		県管理道であり、国費補助残を県で負担	12~23
3	道路建設課	(主)松江木次線 社会資本整備総合交 付金事業	東忌部工区	松江市	62.5	37.5		県管理道であり、国費補助残を県で負担	12~23
4	道路建設課	(一)安来インター線 社会資本整備総合交 付金事業	島田2工区	安来市	62.5	37.5		県管理道であり、国費補助残を県で負担	12~23
5	道路建設課	(主)出雲三刀屋線 社会資本整備総合交 付金事業	上塩冶工区	出雲市	62.5	37.5		県管理道であり、国費補助残を県で負担	12~23
6	道路建設課	(一)珍崎浦御港線 防災安全交付金事業	珍崎工区	西ノ島町	75.0	25.0		県管理道であり、国費補助残を県で負担	12~23
7	河川課	広域河川改修事業	佐陀川	松江市	50	50		県管理河川であり、国費補助残を県で負担	12~23
8	河川課	広域河川改修事業	斐伊川(横田)	奥出雲町	50	50		県管理河川であり、国費補助残を県で負担	12~23
9	河川課	広域河川改修事業	平田船川 (湯谷川工区)	出雲市	50	50		県管理河川であり、国費補助残を県で負担	12~23
10	河川課	広域河川改修事業	新内藤川	出雲市	50	50		県管理河川であり、国費補助残を県で負担	12~23
11	河川課	広域河川改修事業	十間川	出雲市	50	50		県管理河川であり、国費補助残を県で負担	12~23
12	河川課	総合流域防災事業	忌部川	松江市	50	50		県管理河川であり、国費補助残を県で負担	12~23
13	河川課	総合流域防災事業	吉田川	安来市	50	50		県管理河川であり、国費補助残を県で負担	12~23
14	河川課	総合流域防災事業	出羽川	邑南町	50	50		県管理河川であり、国費補助残を県で負担	12~23
15	河川課	矢原川ダム建設事業	矢原川ダム	浜田市 益田市	50	50		県管理のダムであり、国費補助残を県で負担	24~25
16	港湾空港課	港湾改修事業	益田港	益田市	40	60		県管理の地方港湾であり、国費補助残を県で負 担	12~23,26
17	下水道推進課	宍道湖流域下水道事 業(汚水)	東部処理区	松江市 安来市	50	25	25	地方費(国費補助残)の1/2 下水道法第31条の2	12~23
18	下水道推進課	宍道湖流域下水道事 業(汚水)	西部処理区	松江市 出雲市	50	25	25	地方費(国費補助残)の1/2 下水道法第31条の2	12~23

平成28年4月20日

28農振第150号

国道環安第8号

農林水産事務次官

国土交通事務次官

第1 通 則

地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第13条第1項の規定に基づく交付金のうち、法第5条第4項第1号ロ（1）に規定する事業に係る地方創生推進交付金制度要綱（平成28年4月20日付け、府地事第16号内閣府事務次官通知、28農振第45号農林水産事務次官通知、国総政第1号国土交通事務次官通知、環廃対発第1604201号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第6 2 1）に定める地方創生道整備推進交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、法、地域再生法施行令（平成17年政令第151号。以下「令」という。）、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第3号）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「農林交付規則」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号。以下「国土交付規則」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

第2 交付金の交付対象

1 交付対象となる施設

交付金の交付対象となる施設（以下「対象施設」という。）は、令第3条第1項で定める施設であり、別表1のとおりとする。

2 事業主体

事業主体は、法第8条第1項に規定する認定地方公共団体（以下単に「認定地方公共団体」という。）とし、別表1のとおりとする。

3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、認定地方公共団体とする。

第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、対象施設のうち、市町村道に係るものについては、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行い、広域農道及び林道に係るものについては、農林交付規則の規定に基づき農林水産大臣が行うものとする（以下、当該交付の事務を所管する大臣を「所管大臣」という。）。

ただし、第6の3の規定に基づき、交付された交付金が、対象施設のうち、当初予定されていた施設（以下「当初予定施設」という。）以外の対象施設（以下「他の施設」という。）の整備に充てられる場合には、当該当初予定施設に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

第4 交付金の交付期間

所管大臣が認定地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、法第5条第16項の規定による認定を受けた地域再生計画（以下「認定地域再生計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象施設の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下、「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の要件の欄に掲げる経費

B : 認定地域再生計画に記載されている対象施設ごとに別表1の国の負担割合の欄に掲げる割合

第6 単年度交付額

1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 認定地域再生計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金（X）」という。）が交付される年度の年度末における対象施設に係る事業について見込まれる進捗率

D : 交付金（X）のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象施設に係る総事業費に対する執行事業費の割合

2 事業の進捗率の変更

事業主体は、認定地域再生計画に記載されている施設に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該施設の整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

3 交付金の他の施設への充当

事業主体は、単年度交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未満の範囲で、かつ他の施設の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の施設の整備に要する経費として充てることができる。

$$\text{※島根県 } 1.25 \quad \text{補助の割合 } 50\% \times \text{引上率 } 1.25 = 62.5\%$$

第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第120号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う負担特例法施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6の1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率に

別表 1

施設	事業主体	要件	国の負担割合
市町村道	都道府県 市町村	以下のいずれかに該当する整備に要する経費 1 市町村が実施する市町村道の新設、改築及び修繕 2 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定による都道府県の権限代行事業	道路法（昭和27年法律第180号）第56条及び道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和24年政令第61号）第1条第2項に定める割合
広域農道	都道府県 市町村	1 農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け52構改D第239号）の第4の1の（1）に定められた事業の採択基準を満たし、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき整備される農道（以下「広域農道」という。）の新設又は改良に要する経費 2 土地改良法第87条第1項の規定に基づき都道府県が土地改良事業計画を定めた広域農道の一部について、同法第87条の3の規定に基づき都道府県が当該計画の変更を行い、同法第96条の2の規定に基づき市町村が新設又は改良を実施する場合における当該新設又は改良に要する経費 3 既設の広域農道の保全対策に要する経費（ただし、点検診断のみを行うもの以外の保全対策については、以下の要件を満たすこと。） （1）受益面積が50ヘクタール以上 （2）総事業費が30百万円以上	1 要件1については、土地改良法施行令第78条別表第1の事業費の区分の欄の2の（6）の欄に定める割合 2 要件の2については、土地改良法施行令第78条別表第4の事業費の区分の欄の3の欄に定める割合 3 要件の3については、1/2
林道	都道府県 市町村	1 農山漁村地域整備交付金実施要領（21生畜第2045号・21農振第2454号・21林整計第336号・21水港第2724号）の別紙17及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱（平成24年4月6日付け23地第484号農林水産事務次官依命通知）の別紙25に定められた事業の採択基準を満たす林道の開設又は拡張に要する経費 2 農山漁村地域整備交付金実施要領の別紙17及び沖縄振興公共投資交付金交付要綱の別紙25に定められた事業の採択基準を満たす既設林道の保全対策に要する経費	1 要件の1については、森林法施行令（昭和26年政令第276号）別表第3の費用の区分の欄の林道の開設に要する費用の項第1号、第5号及び第6号、並びに林道の拡張に要する費用の項第1号及び第2号に定める割合。ただし、北海道、沖縄県、奄美群島又は離島振興対策実施地域に係るものについては、これを適用せず、その他の地域に係る割合を適用するものとする。 2 要件の2については、1/2

別表 2

施設	軽微な変更
市町村道	1 第6の2の規定による事業の進捗率の変更があったことに伴う事業内容の変更
広域農道	2 第6の3の規定による交付金の他の施設の整備への充当があったことに伴う事業内容の変更
林道	3 施工延長の著しい増減を生じない事業内容の変更

森林法施工令 抜粋

第九条 [法第百八十七条第三項](#)の政令で定める資格を有する者は、[学校教育法](#)（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者（これと同等の学歴を有する者として農林水産大臣の定める基準に適合するものを含む。）で、国若しくは地方公共団体の試験研究機関その他農林水産大臣の指定する試験研究機関若しくは教育に従事した期間、[同条第一項](#)に規定する林業普及指導員であった期間又はこれらの期間を通算した期間が、最近十五年のうち十二年以上に達するものとする。

（台帳情報の提供）

第十条 市町村は、農林水産省令で定めるところにより、一筆の森林の土地ごとに、次に掲げる者の求めに応じ、これらの者に対し、当該森林の土地について林地台帳に記載された事項を提供することができる。

- 一 当該森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 二 当該森林の土地に隣接する森林の土地の所有者、当該森林の森林所有者又は当該森林所有者から森林の施業若しくは経営の委託を受けた者
- 三 当該森林の土地の所在地の属する都道府県の区域内の森林を対象とする森林経営計画に係る[法第十一条第五項](#)の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者
- 四 農林水産大臣又は当該森林の土地の所在地を管轄する都道府県知事
（[法第百九十三条](#)の政令で定める者）

第十一条 [法第百九十三条](#)の政令で定める者は、造林については次の各号に掲げる者とし、林道の開設又は拡張については第二号から第四号までに掲げる者とする。

- 一 森林所有者（次号から第五号までに掲げる者を除く。）
- 二 森林組合
- 三 生産森林組合
- 四 森林組合連合会
- 五 森林整備法人
- 六 [法第十一条第五項](#)の認定を受けた者（前各号に掲げる者を除く。）
- 七 [法第十条の十一の九第二項](#)の認可又は[法第十条の十一の十三第一項](#)の認可（[法第十条の十一の九第二項](#)に規定する施業実施協定に係るものに限る。）を受けた施業実施協定に係る[特定非営利活動促進法](#)（平成十年法律第七号）[第二条第二項](#)に規定する特定非営利活動法人その他の農林水産省令で定める営利を目的としない者
- 八 法人でない団体であつて、第一号に掲げる者がその主たる構成員となつており、かつ、代表者、代表権の範囲その他農林水産大臣が定める事項について農林水産大臣が定める基準に従つた規約を有しているもの

（国庫の補助）

第十二条 [法第百九十三条](#)の規定による造林に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

- 一 都道府県が行う造林（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）にあつては、当該費用の額の十分の三（沖縄県にあつては、三分の二）に相当する額。ただし、森林の土地の土壤改良、樹種転換（[森林病虫害等防除法](#)（昭和二十五年法律第五十三号）[第二条第七項](#)に規定する樹種転換をいい、[同条第一項第一号](#)に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林（以下「被害松林」という。）に係るものに限る。以下同じ。）、被害松林の整備（被害木の伐採と併せて除伐又は間伐を行うものに限る。以下同じ。）その他農林水産大臣が定める事項を目的とする造林にあつては、当該費用の額の二分の一に相当する額
- 二 市町村又は前条各号に掲げる者が行う造林（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）にあつては、都道府県が十分の三（沖縄県にあつては、三分の二）を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から十分の三（沖縄県にあつては、三分の二）を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額。ただし、森林の土地の土壤改良、樹種転換、被害松林の整備その他農林水産大臣が定める事項を目的とする造林にあつては、都道府県が二分の一を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から二分の一を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

2 [法第百九十三条](#)の規定による林道の開設又は拡張に要する費用に関する国の補助は、次に掲げる額について行う。

- 一 都道府県が行う林道の開設又は拡張にあつては、当該費用の額に、別表第三に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を乗じて得た額に相当する額
- 二 市町村が行う林道の開設又は拡張にあつては、都道府県が別表第三に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から当該割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額
- 三 前条第二号から第四号までに掲げる者が行う林道の開設又は拡張にあつては、都道府県が別表第四に掲げる費用の区分に応じ同表の補助の割合の欄に掲げる割合を超える割合による補助をする場合におけるその補助に要する経費から当該割合を超える部分の補助に要する経費を除いた経費の額に相当する額

第十三条 [法第百九十四条](#)の規定による国の補助は、各年度において、農林水産大臣が定める基準により算定した試験研究に要する経費の額の二分の一に相当する額以内について行う。

第十四条 [法第百九十五条第二項](#)の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 当該予算総額の二割は、各都道府県の林業人口に応じて各都道府県に配分する。
- 二 当該予算総額の二割は、各都道府県の民有林面積に応じて各都道府県に配分する。
- 三 当該予算総額の二割は、各都道府県の市町村数に応じて各都道府県に配分する。
- 四 当該予算総額の四割は、森林災害に対処するため、森林資源の開発を行うためその他林業の発展のため緊急に林業普及指導事業を行うことを必要とする都道府県に配分する。

第十五条 [法第百九十六条](#)の規定による国の補助は、各年度において、次に掲げる額について行う。

- 一 [法第百九十二条第一号](#)に規定する費用については、農林水産大臣が地域森林計画の作成面積等を考慮して定める基準により算定した賃金、職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額に相当する額
- 二 [法第百九十二条第二号](#)に規定する費用については、農林水産大臣が保安林の面積等を考慮して定める基準により算定した賃金、職員の旅費、備品費、消耗品費その他の経費の額に相当する額
- 三 [法第百九十二条第三号](#)に規定する費用については、農林水産大臣が保安林の立木の価額等を考慮して定める基準により算定した補償費その他の経費の額に相当する額

附 則

- 1 この政令は、昭和二十六年八月一日から施行する。
- 2 左に掲げる命令は、廃止する。
森林組合令（昭和十五年勅令第五百五十九号）
森林法第二章ノ規定ニ依ル地方長官ノ職權ノ特例ニ關スル件（昭和十五年勅令第五百六十号）
地方森林会令（昭和二十四年政令第三百九十三号）

二 伐採 の 限 度	<p>(一) 主伐に係るもの</p> <p>イ 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。</p> <p>ロ 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる一箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。</p> <p>ハ 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅二十メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。</p> <p>ニ 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。</p> <p>(二) 間伐に係るもの</p> <p>伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の十分の三・五を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第一号(二)イの樹冠疎密度が十分の八を下つたとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね五年後においてその森林の当該樹冠疎密度が十分の八以上に回復することが確実であると認められる範囲内の材積を超えないものとする。</p>
三 植 栽	<p>(一) 方法に係るもの</p> <p>満一年以上の苗を、おおむね、一ヘクタール当たり伐採跡地につき的確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。</p> <p>(二) 期間に係るもの</p> <p>伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して二年以内に植栽するものとする。</p> <p>(三) 樹種に係るもの</p> <p>保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。</p>

注 第三号の事項は、植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる伐採跡地につき定めるものとする。

別表第三(第十二条関係)

費用の区分	補助の割合
林道の開設に要する費用	
一 一般林道(次号から第六号までに規定する林道以外の林道をいう。)に係るもの	
(一) 農林水産大臣が当該林道に係る森林の利用区域面積(以下「利用区域面積」という。)、当該森林の蓄積等を考慮して定める基準に該当する林道に係るもの	沖縄県にあつては百分の八十、奄美群島にあつては三分の二、その他の地域にあつては百分の五十
(二) 間伐を行うために開設する林道、水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道、法第三十九条の第三第一項の規定に基づき指定された特定保安林の整備を行うために開設する林道又は樹種転換を実施し、若しくは火災、気象上の原因による災害その他の災害を受けた森林を復旧するために開設する林道で、農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの(一)に掲げるものを除く。	沖縄県にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の五十(振興山村又は過疎地域自立促進特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域に該当する地域(以下「過疎地域」という。)のうち北海道、奄美群島又は離島振興対策実施地域に属するものにあつては、百分の五十五)
(三) その他の林道に係るもの	沖縄県にあつては百分の八十、北海道、奄美群島及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十(過疎地域自立促進特別措置法第十四条第一項の規定に基づき指定された基幹的な林道で奄美群島にあるものに係るものにあつては、百分の六十五)、その他の地域にあつては百分の四十五(振興山村及び過疎地域にあつては、百分の五十)
二 既設の林道と他の既設の林道又は林道以外の道路との間を連結することを目的とする林道で農林水産大臣が定める基準に該当するものに係るもの	
(一) 当該林道に係る利用区域面積が農林水産大臣が定める基準に該当する林道に係るもの	沖縄県にあつては百分の八十、北海道及び離島振興対策実施地域にあつては百分の五十五、その他の地域にあつては百分の五十
(二) その他の林道に係るもの	沖縄県にあつては百分の八十、その他の地域にあつては百分の五十
三 林業構造改善事業に係る林道に係るもの	百分の五十
四 沖縄林業振興特別対策事業(林業構造改善事業に準ずる事業で農林水産大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)に係る林道に係るもの	三分の二



総財務第111号
平成29年8月21日

島根県知事 殿

総務大臣 野田 聖子



平成30年度の開発指定事業に係る国の負担割合の
引上率について（通知）

後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律
（昭和36年法律第112号）第3条第1項に規定する平成30年度の開発指定
事業に係る引上率は、下記のとおりとなるので通知する。

記

引上率 1.25

島根県県営林道事業実施要綱

第1条 県は、県営林道事業（以下「事業」という。）をこの要綱の定めるところにより実施する。

ただし、別途実施要綱を定める事業についてはこの限りではない。

第2条 県は、利用区域面積500ha以上の森林基幹道又は森林管理道、利用区域200ha以上の林業専用道の開設、及び過疎地域自立促進特別措置法第14条、山村振興法第11条又は半島振興法第11条に基づく基幹道路の指定を受けた林道の開設を地元市町村の要望に基づき実施する。

第3条 県は、県有林内林道事業を除き毎年度事業を実施しようとするときは、市町村へ実施計画を通知（様式第1号）し、同意を求めなければならない。

2 市町村は、前項により同意したとき、県営林道事業実施承諾書（様式第2号）を提出しなければならない。

第4条 事業実施を承諾した市町村は、当該事業実施に要する経費について、必要に応じ、その一部を負担しなければならない。

2 前項の規定により負担すべき金額は当該事業に要する経費から県の負担額を差し引いた額とし、当該年度分の負担金を県の指定する期限内に納入しなければならない。

3 県は、負担金が期限内に納入されないときは、事業実施の決定通知を取り消し又は事業の実施を中止することができる。

第5条 県は、事業実施については林道規程、島根県契約規則、及び島根県建設工事等事務処理規定等に基づき事業を実施するものとする。

第6条 県は、工事が完了し、供用できる区間について、そのつど市町村へ通知（様式第3号）するものとする。

2 市町村は、当該林道について、次の事項を厳守しなければならない。

(1) 林道用地として登記し、権利関係を明確にすること。

(2) 林道台帳に登載し、市町村林道管理規程に基づき善良な管理に努めること。

(3) 知事の承認を受けなければ、その用途を変更し、又は処分しないこと。

附則1 この要綱により市町村が提出する書類は、所管の支庁、県土整備事務所を経由すること。

附則2 この要綱は、平成6年度事業から適用する。

附則3 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附則4 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則5 この要綱は、平成20年7月1日から適用する。

附則6 この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附則7 この要綱は、平成23年12月1日から適用する。

附則8 この要綱は、平成25年3月21日から適用する。

附則9 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

補助金の全部又は一部を交付せず又はその返還を命ずることができる。

- 3 地方公共団体の負担金について、国が第一項の規定に従わなかつたときは、その部分については、当該地方公共団体は、国に対し当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができる。

地方財政法 抜粋

(地方交付税の減額)

第二六条 地方公共団体が法令の規定に違背して著しく多額の経費を支出し、又は確保すべき収入の徴収等を怠つた場合には、総務大臣は、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額を減額し、又は既に交付した地方交付税の額の一部の返還を命ずることができる。

《改正》平11法160

- 2 前項の規定により減額し、又は返還を命ずる地方交付税の額は、当該法令の規定に違背して支出し、又は徴収等を怠つた額をこえることができない。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により地方交付税の額を減額し、又は地方交付税の額の一部の返還を命じようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

《追加》平11法160

(都道府県の行う建設事業に対する市町村の負担)

第二七条 都道府県の行う土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)でその区域内の市町村を利するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。

2 前項の経費について市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見を聞き、当該都道府県の議会の議決を経て、これを定めなければならない。

《改正》平11法160

3 前項の規定による市町村が負担すべき金額について不服がある市町村は、当該金額の決定があつた日から二十一日以内に、総務大臣に対し、異議を申し出ることができる。

4 総務大臣は、前項の異議の申出を受けた場合において特別の必要があると認めるときは、当該市町村の負担すべき金額を更正することができる。

《改正》平11法160

5 地方自治法第二百五十七条の規定は、前項の場合に、これを準用する。

6 総務大臣は、第四項の規定により市町村の負担すべき金額を更正しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

《追加》平11法160

(都道府県が市町村に負担させてはならない経費)

分類	事業名	事業費(事務費を除く。) 市町村負担率	根拠法令
林道整備事業	林道開設事業	$\frac{1}{10}$	地方財政法(昭和23年法律第109号) 第27条第1項
	林道開設事業(交付金)	$\frac{1}{10}$	
	林道整備交付金事業	$\frac{1}{10}$	
	広域基幹林道整備事業	$0 \sim \frac{0.67}{10}$	
	県単林道整備事業	$0 \sim \frac{1}{10}$	
漁備港事業	水産物供給基盤整備保全事業	$\frac{1}{4}$	地方財政法(昭和23年法律第109号) 第27条第1項

議案書抜粋

社会資本整備総合交付金交付要綱

平成22年 3月26日 制定
平成30年 7月13日 最終改正

第1 通則

社会資本整備総合交付金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする。

第3 定義

一 社会資本整備総合交付金

第2に定める目的を達成するため第8に定めるところにより地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画（以下「社会資本総合整備計画」という。）に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金をいう。

二 交付対象事業

第6に掲げる事業等のうち、社会資本総合整備計画に記載されたもの（法律又は予算制度に基づき別途国の負担又は補助を得て実施するものを除く。）をいう。

三 要素事業

社会資本総合整備計画に記載された個々の基幹事業、関連社会資本整備事業、効果促進事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業をいう。

四 交付金事業者

社会資本整備総合交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公

共団体等及び地方公共団体からその経費の一部に対して負担金の負担又は補助金の交付を受けて交付対象事業を実施する団体等をいう。

第4 交付対象

社会資本整備総合交付金の交付対象は、地方公共団体等とする。

第5 交付期間

社会資本整備総合交付金を交付する期間は、社会資本総合整備計画ごとに、社会資本整備総合交付金を受けて、交付対象事業が実施される年度からおおむね3から5年とする。

第6 交付対象事業

交付対象事業は、社会資本総合整備計画に記載された次に掲げる事業等とし、基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。なお、交付対象事業の細目については附属第Ⅱ編において定めるものとする。

一 基幹事業

イ 社会資本整備総合交付金事業（社会資本総合整備計画の目標を実現するために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）

- ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業） **東忌部工区、島田2工区、上塩冶工区**
- ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業）
- ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
- ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業）
- ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
- ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
- ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業） **下水道事業2処理区**
- ⑧ その他総合的な治水事業
- ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業）
- ⑩ 都市再生整備計画事業（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「都市再生法」という。）第46条第1項の都市再生整備計画（以下単に「都市再生整備計画」という。）に基づく事業等）

- ⑪ 広域連携事業（広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律（平成19年法律第52号。以下「広域活性化法」という。）第5条第1項の広域的地域活性化基盤整備計画（以下「広域活性化計画」という。）に基づく事業等） **R432東岩坂バイパス**
- ⑫ 都市公園・緑地等事業（都市公園の整備、歴史的風土の保存及び都市における緑地の保全に関する事業）
- ⑬ 市街地整備事業（土地区画整理事業等の市街地の整備改善に関する事業）
- ⑭ 都市水環境整備事業（良好な都市の水環境の保全又は創出に関する事業）
- ⑮ 地域住宅計画に基づく事業（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号。以下「地域住宅法」という。）第6条第1項の地域住宅計画（以下単に「地域住宅計画」という。）に基づく事業等）
- ⑯ 住環境整備事業（良好な居住環境の整備に関する事業）
- ロ 防災・安全交付金事業（社会資本総合整備計画の目標（命と暮らしを守るインフラ再構築又は生活空間の安全確保に資するものに限る。）の実現（以下「防災・安全対策」という。）のために交付金事業者が実施する基幹的な事業であって、次に掲げる事業をいう。以下同じ。）
 - ① 道路事業（一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築、修繕等に関する事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。） **珍崎工区**
 - ② 港湾事業（港湾施設の建設又は改良に関する事業及びこれらの事業以外の事業で港湾その他の海域における汚濁水の浄化その他の公害防止のために行う事業のうち防災・安全対策に係る事業に限る。） **益田港**
 - ③ 河川事業（一級河川、二級河川又は準用河川の改良に関する事業）
 - ④ 砂防事業（砂防工事に関する事業） **広域河川改修事業5地区**
 - ⑤ 地すべり対策事業（国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等における地すべり防止工事に関する事業）
 - ⑥ 急傾斜地崩壊対策事業（急傾斜地崩壊防止工事に関する事業）
 - ⑦ 下水道事業（公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築に関する事業のうち浸水対策その他の防災・安全対策に係る事業に限る。）
 - ⑧ その他総合的な治水事業（総合流域防災対策事業のうち統合河川環境整備事業の要件に該当する河川環境整備事業については、防災・安全対策に係る事業に限る。） **総合流域防災事業3地区**
 - ⑨ 海岸事業（海岸保全施設の新設又は改良に関する事業及び海岸環境の整備に関する事業のうち海岸環境整備事業及び海域浄化対策事業に

イー 1 道路事業

離島振興法（昭和 28 年法律第 7 2 号）第 7 条に規定される事業	離島振興法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 6 条に規定される事業	奄美群島振興開発特別措置法施行令（昭和 29 年政令第 239 号）別表（第 1 条関係）に定める負担又は補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和 38 年法律第 81 号）第 22 条第 2 項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第 2 項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 22 条第 2 項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第 22 条第 2 項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第 121 条に規定される事業	土地区画整理法第 121 条に定める負担の割合

改築、修繕又は維持（除雪に係る事業又は降灰の除去事業に限る。）に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-2 に定める国費率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成 13 年 3 月 30 日付け国道総第 589 号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成 21 年 1 月 11 日付け国都市第 25-2 号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成 21 年 1 月 11 日付け国都市第 25-2 号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業については、表 1-(1)-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

なお、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月東日本大震災復興対策本部決定）3（イ）又は（ロ）に該当する復興事業等として実施する道路事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-3 に定める国費率を乗じて算定するものとする。

表 1-(1)-2

	地方公共団体	引上率 δ		
		1.00	1.01~1.09	1.10~
一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間外国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕		9.0/10 (※1) 8.0/10 (※2)
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間外国道の改築 指定区間外国道の修繕及び県道又は市町村道の改築・修繕		8.0/10 (※3) 7.0/10
三	北海道の区域内の地方公共団体 （防雪又は凍雪害の防止に関する事業を実施する地方公共団体を除く。）	6.0/10		5.5/10 $\times \delta$

イー1 道路事業

四	離島の地域内の地方公共団体（一から三までに掲げるものを除く。）		6.0/10	6.0/10 × δ (※4)
五	その他の地方公共団体	重点配分対象事業(※6)	5.5/10(※5)	5.5/10 × δ
		その他	5/10	5/10 × δ

東 忌 部
島 田 2
上 塩 治

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 δが1.17以上の場合において、指定区間外国道の修繕に係るもの、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10とする。

※5 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）により行われるものについては、5/10とする。

※6 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和60年建設省令第7号）第2条第3号イ又は道路の修繕に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第33号）第1条表（二）の項に規定する道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるものとして、別に定める通知によるもの。

注1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業（上記一、二、四に掲げるものを除く。）については、道府県が行うものにあつては6.0/10 × δ、市町村が行うものにあつては6.0/10、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定する除雪に係る事業にあつては2/3、活動火山対策特別措置法第22条に規定する降灰の除去事業にあつては5/10（活動火山対策特別措置法施行令第4条第2項に規定する道路に係る降灰の除去事業にあつては2/3）とする。

注2) δは地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。σ=1.25

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

(小数点第二位未満は切り上げ)

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。

表 1-(1)-3

	引上率 δ			
	1.00	1.01~1.09	1.10~1.18	1.19~

イー１０ 都市再生整備計画事業

都市再生法第４６条第１項の都市再生整備計画（都市再生法第８３条第２項の規定に基づき都市再生整備計画の提出があったものとみなされる立地適正化計画を含む。以下本要綱において同じ。）に基づく事業等

イー１０－（１）都市再生整備計画事業

市町村が作成した都市再生整備計画に基づく都市再生法第４６条第２項第２号及び第３号の事業等をいう。

イー１１ 広域連携事業

イー１１ 広域連携事業

イー１１－（１）広域連携事業に係る基礎額

１．基礎額

本事業の基礎額は次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{広域連携事業に係る基礎額} = \text{当該年度の事業費} \times \text{交付率}$$

上記交付率については次に掲げる式により算出されたものとする。

$$\text{交付率} = \text{交付限度額} / \text{交付対象事業費}$$

上記交付限度額については、以下により算出する。

広域的な地域活性化のための基盤整備に関する法律施行規則（平成１９年国土交通省令第７４号）第１７条第２項の規定により、同規則第１７条第１項に基づき算出した額又は次に掲げる式により算出された額のいずれか低い額とする。

$$\text{交付限度額} = \frac{1}{2} \times \alpha$$

東岩坂バイパス

$$\text{交付率} = (1/2) \times (9/10)$$

この場合において、 α は、次に掲げる式により算出した額のうちいずれか少ない額とし、かつ、財政法第４条の規定に基づく公債対象経費に該当するものとする。

$$1) \alpha = \frac{9}{10} \times (A + B)$$

$$2) \alpha = \frac{12}{11} \times A$$

- A : 表１１－（１）第４項から第１６項までの事業ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額
- B : 表１１－（１）第１項から第３項までの事業等ごとに、交付対象事業の費用の範囲の欄の定めるところに従い算出した額を合計した額

ロ-1 道路事業

一	沖縄県の区域内の地方公共団体	指定区間国道・県道の改築・修繕 市町村道の改築・修繕	9.0/10 ※1) 8.0/10 ※2)
二	奄美群島の地域内の地方公共団体	指定区間国道の改築 指定区間国道の修繕の県道又は市町村道の改築・修繕	8.0/10 ※3) 7.0/10
三	北海道の区域内の地方公共団体（防雪又は凍雪害の防止に関する事業を実施する地方公共団体を除く。）	6.0/10	5.5/10 × δ
四	離島の地域内の地方公共団体（一から三までに掲げるものを除く。）	6.0/10	6.0/10 × δ ※4) σ=1.25
五	その他の地方公共団体	重点配分対象事業(※6)	5.5/10(※5)
		その他	5/10
			5.5/10 × δ
			5/10 × δ

珍崎

※1 市街地再開発事業に係る改築又は県道の改築のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項第5号に係るものについては、8/10

※2 土地区画整理事業に係る改築については、9/10

※3 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るものについては、7/10

※4 δが1.17以上の場合において、指定区間外国道の修繕に係るもの、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第1条第1項各号に係るもの及び市町村が行うものについては、7/10とする。

※5 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）により行われるものについては、5/10とする。

※6 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行規則（昭和60年建設省令第7号）第2条第3号イ又は道路の修繕に関する法律施行規則（平成21年国土交通省令第33号）第1条表（二）の項に規定する道路の構造、交通の状況等を勘案して地域における道路の交通の安全の確保とその円滑化を図るとともに、生活環境の改善に資するため特に必要と認められるものとして、別に定める通知によるもの。

注1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業（上記一、二、四に掲げるものを除く。）については、道府県が行うものにあつては6.0/10×δ、市町村が行うものにあつては6.0/10、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第6条に規定する除雪に係る事業にあつては2/3、活動火山対策特別措置法第22条に規定する降灰の除去事業にあつては5/10（活動火山対策特別措置法施行令第4条第2項に規定する道路に係る降灰の除去事業にあつては2/3）とする。

注2) δは地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

ロ-2 港湾事業

ロ-2- (1) 港湾改修事業に係る基礎額

基礎額は、附属第Ⅱ編ロ-2- (1) の2. の①～④に掲げる施設ごとに、当該施設の整備費用及びこれらの施設と一体で整備される同⑤に掲げる施設の整備費用の額に次の表に掲げる国費率を乗じて得た額とする。

- ・基礎額を算定する場合に用いる国費率

内地

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
国際戦略港湾 国際拠点港湾	5/10, 4/10*	5/10, 4/10*	5/10, 4/10*	5/10, 4/10*
重要港湾	5/10, 5.5/10 4/10*	5/10, 5.5/10 4/10*	5/10, 5.5/10 4/10*	5/10, 5.5/10 4/10*
地方港湾	4/10	4/10	4/10	4/10
避難港	5/10	5/10		

益田港

※ 水深-5.5m以下の係留施設と一体で整備されるもの

離島

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設
重要港湾 地方港湾	8/10	8/10	6/10	6/10, 2/3*

※ 本土と離島及び離島と離島を連絡する橋梁の建設又は改良に係るもの。

奄美

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾 地方港湾	9/10	9/10	7.5/10	7.5/10	6/10

北海道

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
国際拠点港湾 重要港湾 地方港湾	7.5/10	7.5/10	6/10	6/10	6/10

沖縄

港湾の種類	水域施設	外郭施設	係留施設	臨港交通施設	港湾施設用地
重要港湾 地方港湾	9/10	9/10	9/10	9/10	9/10

ロ－3 河川事業

ロ－3 河川事業

佐陀川、斐伊川、平田船川、新内藤川、十間川

(国費率) 事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他	
広域河川改修事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4	
施設機能向上事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4	
地震高潮対策河川事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	—	
特定地域堤防機能高度化事業	1/3					—	
特定地域堤防機能高度化事業	1/3					—	
都市基盤河川改修事業	1/3 <small>(東京都区部において東京都知事が施行する場合又は都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)</small>					—	
流域治水対策河川改修事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4	
調節池整備事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	大規模：5.5/10 明日香法：2/3 水特法：3/4	
流域貯留浸透事業	1/3					—	
総合治水対策特定河川事業							
	総合治水対策特定河川事業	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	—	—	—	大規模：5.5/10
	都市水防災事業	1/3				—	
土地利用一体型水防災事業	1/2	—	—	—	—	—	

ロ－8 その他総合的な治水事業

ロ－8 その他総合的な治水事業

ロ－8－(1) 総合流域防災事業に係る基礎額

(国費率)

総合流域防災事業の各事業の国費率は、附属第Ⅱ編ロ－8－(1)における区分に応じ以下のとおりとする。

事業名	内地	北海道	離島	奄美	沖縄	その他
河川事業 忌部川、吉田川、出羽川						
①、②	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
③	1/3					—
洪水氾濫域減災対策事業	1/3 (都道府県が市町村に対し事業費の1/3を負担する場合に限る。)					—
砂防事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地崩壊対策事業	1/2				—	—
雪崩対策事業	1/2			—	—	—
砂防設備等緊急対策事業	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業	1/2				—	—
情報基盤総合整備事業 (情報基盤整備事業)						
河川・ダム	1/2	一級：2/3 二級：5.5/10	1/2	6/10	9/10	—
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—
情報基盤総合整備事業 (土砂災害情報共有システム整備事業)						
砂防	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
地すべり	1/2	1/2	1/2	2/3	—	—
急傾斜地	1/2				—	—

○社会資本整備総合交付金交付要綱

交付要綱付属第3編

下水道事業（東部処理区、西部処理区）

イー7 下水道事業

イー7ー(1) 通常の下水道事業に係る基礎額

本事業の基礎額は、次のイ. に係る費用に、ロ. の国費率を乗じた額とする。

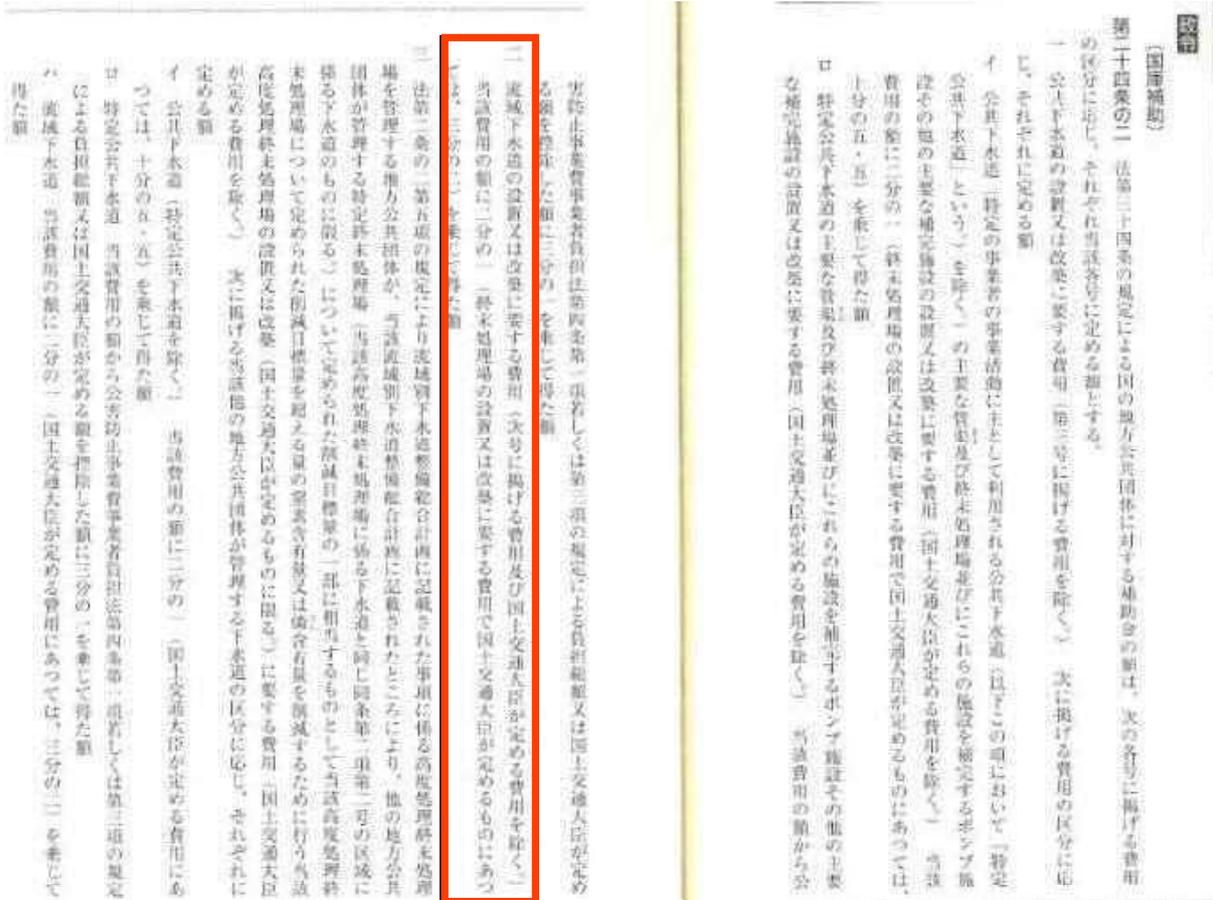
イ. 基礎額算定の対象となる交付対象事業の範囲

本事業として実施する附属第Ⅱ編イー7ー(1)の2. に掲げる交付対象事業。

ロ. 国費率

下水道法施行令第24条の2に規定する補助率（ただし、下水道法以外の法令により、補助率の高上げが規定されている場合は、当該補助率に基づく国費率）。

○下水道法施行令第24条の2第1項第2号



○下水道法第31条の2

(市町村の負担金)

第三十一条の二 第三十二条第二項又は第二十五条の十第一項の規定により公共下水道又は流域下水道を管理する都道府県は、当該公共下水道又は流域下水道により利益を受ける市町村に対し、その利益を受ける限度において、その設置、改築、修繕、維持その他の管理に要する費用の全部又は一部を負担させることができる。

2 前項の費用について同項の規定により市町村が負担すべき金額は、当該市町村の意見をきいたうえ、当該都道府県の議会の議決を経て定めなければならない。

(昭四五法二四一(追加) 五二七法二二(改正))

7-4 その他の建設財源

公共下水道、特定環境保全公共下水道、特定公共下水道、都市下水路の各事業に対しては、国費と同様の観点から都道府県補助金が交付されることがある。これは謝恩シェアとしては小さいが、財政力の弱い市町村の事業促進に寄与している。

流域下水道の地方費は、通常、県負担分と市町村建設費負担金でまかなわれる。市町村建設費負担金の全地方費に対する割合については、2分の1以下とするよう求める趣意が出されている。●また、市町村建設費負担金の各市町村の負担割合については、特に定まったルールはないが、流域幹線の位置によって受ける便益の差や負担金の徴収開始時期等について留意する必要がある。負担金の算出方法については、計画汚水量比あるいは計画面積比、QL比によることが多いようである。

特定公共下水道の企業負担の割合は、交付対象事業費に対して、事業者が特定する場合には、公害防止事業費事業者負担法に定める額であり、事業者が特定しない場合には、1/3(昭和45年以前の実施箇所は1/4)である。地方単独事業費に対する企業負担の割合は、特に定められていない。

以上述べた国費、地方債、受益者負担金、都道府県補助、市町村建設費負担金、企業負担でまかなえない建設費については、都市計画税を含む一般会計繰出金でまかなわれることとなる。

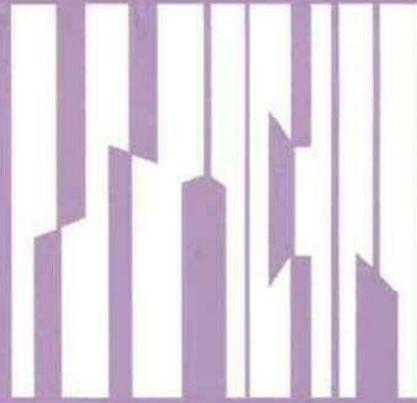
都市計画税は、都市計画事業に要する経費に充てるため、市町村が目的税として課税する税であり、市町村が条例を定めて行う。課税客体は土地及び家屋、課税標準はその価格であり、税率は制限率の0.3%の範囲内で市町村が定めることとされている。

●下水道法の一部を改正する法律の施行について(昭和46.11.10 都下企発第35号)

改正法31条の2の規定により、流域下水道の建設費又は維持管理費について、関係市町村に分担金を求めることができるものとされているが、流域下水道が広域樹幹的な施設であることから、原則として都道府県が管理すべきものとしている趣旨を考慮し、関係市町村に負担させるべき額は、その建設に要する費用については、従来どおり当該費用から国費を除いた額の2分の1以下の額とし、その維持管理に要する費用については、当該費用のうち同地公共下水道管理者が使用料として利用者負担させるべき額、使用料の徴収状況等を勘案して定めることとされたい。

改訂27版

水管理・国土保全局所管
補助事業事務提要



大成出版社

河川課

第1章 補助金等の概要及び交付

科目等区分	補助率	(摘 要)	採 択 基 準	備 考
(項)河川整備事業費 (目)河川総合開発事業費補助* (1)河川総合開発事業 (2)河川総合開発事業実施計画調査	5.5/10・1/2 7/10・2/3 6/10 9/10	内地一般河川大規模5.5/10 〃 一般1/2 二級河川 1/2 北海道 一般河川大規模7/10 〃 一般2/3 二級河川 5.5/10 離島一般二級河川1/2 奄美二級6/10 沖縄二級河川9/10	一般河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節と併せてかんがい、発電、上水道、工業用水等を必要とするもの。	昭和15年度から計上「法律補助」 河川法 第60条第2項（一般一般） 第62条（二級） 第96条（北海道） 河川法施行令 第42条第4項（北海道一般） 第42条第6項（〃 二級） 河川法施行法 第5条（大規模工事） 沖縄振興特別措置法施行令第32条第1項（沖縄二級） 奄美群島振興開発特別措置法第6条第1項（奄美二級）
(目)治水ダム建設事業費補助* (1)治水ダム建設事業 (2)治水ダム建設事業実施計画調査	5.5/10・1/2 3/4 7/10・2/3 9/10	内地一般河川大規模5.5/10 〃 一般1/2 水特法3/4 北海道 一般河川大規模7/10 〃 一般2/3 二級河川 5.5/10 離島一般二級河川1/2 沖縄二級河川9/10	一般河川の指定区間又は二級河川で河道改修によることが困難であり、洪水調節等を必要とするもので特定の利水目的を含まないもの。	昭和42年度から計上「法律補助」 河川法 第60条第2項（一般一般） 第62条（二級） 第96条（北海道） 河川法施行令 第42条第4項（北海道一般） 第42条第6項（〃 二級） 河川法施行法 第5条（大規模工事） 沖縄振興特別措置法施行令第32条第1項（沖縄二級） 水源地域対策特別措置法第9条第1項
(目)堰堤改良費補助	1/3・4/10	貯水池保全事業1/3 下流河道改良事業1/3 堰堤改良事業4/10	都道府県の管理するダムで、次の各号の一に該当するもの。 (1)ダム本体、放流設備並びにこれに附属する設備、観測、通報、警報設備の改良、ダム貯水池周辺の地山の安定のため	昭和47年度から計上「予算補助」

矢原川ダム

港湾の概要

本県は中国地方の北部に位置し、北は日本海を望む東西約 190km、南北 20～50kmの細長い本土と、島根半島の北方 50kmに位置し、180 余りの島からなる隠岐諸島により形成されている。従って、海岸線も約 1,000km強と全国有数の長さを有し、その海岸線に沿って、重要港湾 4 港、地方港湾 77 港（県管理 15 港、市町村管理 62 港）、56 条港湾 9 港の計 90 港の港湾を有している。

県では、県管理港湾をそれぞれ①内外貿易における『物流拠点港』、②離島住民の生活基盤である『離島航路』、③港とともに発展する地域の『まちの港』の3つに分類し、各港湾の特性に応じた整備を推進している。

整備基本方針

基本方針	対象港湾名
内外貿易における『物流拠点港』整備	浜田港、三隅港、河下港、江津港
離島住民の生活基盤である『離島航路』整備	七類港、西郷港、別府港、来居港、知々井港
港とともに発展する地域の『まちの港』整備	安来港、松江港、田儀港、久手港、宅野港、温泉津港、益田港、御波港、重栖港

島根県の港湾一覧表

重要港湾	県管理	3 港	浜田港、西郷港、三隅港	
	島根・鳥取両県管理	1 港	境港	
地方港湾	県管理	15 港	安来港、七類港、松江港、河下港、田儀港、久手港、宅野港、温泉津港、江津港、益田港、重栖港、別府港、知々井港、御波港、来居港	
	市町村管理	松江市	18 港	意東港、揖屋港、江島港、遅江港、波入港、入江港、才港、軽尾港、海崎港、諸喰港、法田港、惣津港、笹子港、菅浦港、千酌港、笠浦港、佐波港、秋鹿北港
		出雲市	5 港	伊野灘港、二俣港、中山港、黒田港、小田東港
		大田市	7 港	島津屋港、山谷港、灘山港、魚津港、綱屋港、舟津港、吉浦港
		浜田市	2 港	生湯港、吉浦港
		益田市	4 港	高島港、遠田港、持石港、喜阿弥港
		隠岐の島町	10 港	汐浜港、釜港、西村港、伊後港、卯敷港、飯美港、代港、長尾田港、大津久港、小津久港
		海士町	6 港	保々見港、諏訪港、海士港、日之津港、須賀港、堤港
		西ノ島町	6 港	宇賀港、倉の谷港、物井港、美田港、波止港、国賀港
		知夫村	4 港	木佐根港、竹名港、古海港、姫の浦港
市町村計	62 港			
港湾法第 56 条による公告水域		9 港	論田港、二子港、寺津港、手角港、寺津港、長江港、秋鹿港、岡本港、湯町港	

※各港湾の概要における後背地人口及び面積は、島根県の推計人口（平成30年1月1日現在）[島根県政策企画局統計調査課]、鳥取県人口移動調査（平成30年1月1日現在）[鳥取県地域振興部統計課]及び全国都道府市区町村別面積調（平成29年10月1日現在）[国土交通省国土地理院]に基づいています。